



とっても
簡単!

マイナンバーカード

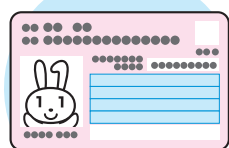
1



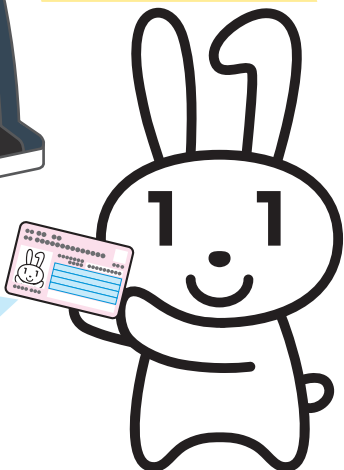
受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



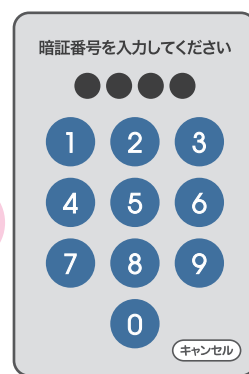
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

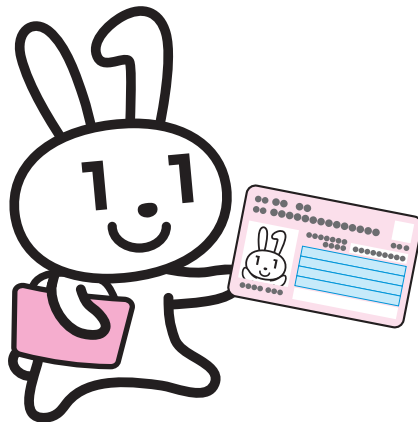
同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

マイナンバーカードを 次回からご利用ください

2024年12月2日以降

従来の健康保険証は新たに発行されなくなりました



マイナンバーカードを利用するメリット

**一人ひとりの過去の診療・薬剤
情報などに基づいたより良い医
療が受けられます**

医療機関・薬局に受診等した際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の情報に基づいた診断や重複する投薬を回避した適切な処方や指導などを受けることができます。



**高額な医療費が発生した場合で
も書類での事前申請や高額な立
替が不要になります**

突然の手術や入院で高額な医療費が発生した場合でも、事前の申請や高額な立替払いをせずに、高額療養費制度が適用され、一定額以上の支払いがその場で不要になります。



診療・薬剤・特定健診の情報連携について

1. ご自身が過去の診療・薬剤・特定健診情報を提供することに同意すると、医療機関等はその情報を閲覧することができます。
2. 同意していない情報が閲覧されることはありません。また、提供した診療情報等は、診療・投薬以外の用途に使用されることはなく、個人情報の取り扱いには十分な注意が払われています。

医療機関等が見られる過去の診療・薬剤・特定健診情報のサンプルイメージ

診療／薬剤情報一覧

作成日：2023年3月27日

1 / 2ページ

氏名カナ	シリアウ タロウ	保険者番号	12345678
氏名	診療 太郎	被保険者証等記号	1234567
生年月日	1962年5月21日	被保険者証等番号	12345
性別	男	年齢	60歳
		枝番	00

受診歴

医療機関名	受診歴
資格クリニック	22年7月
資格医院	22年6月

診療／薬剤実績

診療／薬剤	入外等区分*1	診療識別	診療行為名／医薬品名 (成分名)	
年月	日		【用法】*2 / << 1回用量 >>*2 / 【用法等】*3	
22年7月	19日	資格クリニック		
		外来	1. 薬剤情報提供料	1回
		外用	2. ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1%「イワキ」 1mg (ゲンタマイシン硫酸塩)	10g 1処方分
		手術	3. 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）（長径2cm未満）	1回
		検査	4. T-M（組織切片）	1臓器 1回
		病理	5. 病理判断料	1回

特定健診情報

実施日	受診勧奨判定値*1	2023/02/01	(例) 特定健診の情報				2021/03/06
身体計測	身長	173.6	173.8	173.5	173.2	173.6	
	体重	76.2	74.5	72	74.4	76.2	
	腹囲	94.8	91.9	93	92.1	94.8	
	内臓脂肪面積*2	—	—	—	—	—	
	BMI	25.2	24.7	23.9	24.8	25.2	

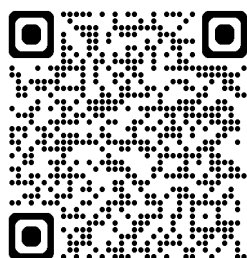
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。